

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の13第1項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号～第18号（許可の基準）、同第9条の13第1項、同第9条の14第1項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第28条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、同第75条（年少射撃資格認定申請書）、同第76条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：